

# 大飯原発控訴審証人尋問

## 島崎氏「地震想定に欠陥」

### 元規制委員 過小評価の可能性

関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止め訴訟控訴審の口頭弁論が二十四日、名古屋高裁金沢支部であり、原告の住民側が申請した元原子力規制委員の島崎邦彦・東京大名基督教教授の証人尋問が行われた。島崎氏は関電が算出した同原発の耐震設計の目安となる揺れ（基準地震動）について「過小評価の可能性があり（揺れの算出方法に）大変な欠陥がある。審査を改めないのは大間違い」と主張した。 〓 関連② 面



島崎邦彦氏

島崎氏は地震予知連絡会長や日本活断層学会会長を歴任し、二〇一二年から二年間、規制委の委員長代理を

務めた。規制委で地震や津波関係の審査に携わった地震学の第一人者が、再稼働を目指す関電や国に法廷で異議を唱えた形。内藤正之裁判長は「島崎氏は最も重要な証人」と述べており、証言が高裁の判断に影響を与える可能性がある。

関電は、原発付近の断層面積などから地震の規模を推定する計算式に基づき、大飯原発の基準地震動は最大加速度八五六μになる想定。島崎氏が在任中に指揮した規制委の審査で了承された。

この日の証人尋問で、島崎氏は退任後の研究や昨年四月の熊本地震の観測データを踏まえ、この計算式を大飯原発周辺のように震源断層が垂直に近い場所に適用すると、地震の規模を小さく見積もる可能性がある」と指摘。地震の発生前の調査では、震源となる断層の面積などを把握するのが難しいことを理由に挙げた。

島崎氏は同様の見解を昨年六月に規制委に伝え、基準地震動の再考を求めたが、規制委は「見直す必要はない」と結論付けている。

閉廷後の記者会見で、原

告の島田広弁護士長は「規制委の審査がずさんで、不十分なことが明らかになった」と証言の意義を強調した。

「一四年五月の一審・福井地裁判決は「大飯原発には一二六〇μを超える地震が到来する危険がある。（地震対策に）構造的欠陥がある」として二基の再稼働の差し止めを命じ、関電などが控訴した。

いづく」とのコメントを出した。

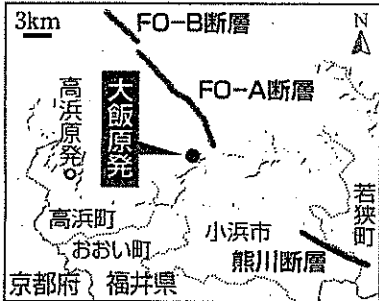
# 問われる規制委審査の信頼

関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)の運転差し止め訴訟の控訴審。原子力規制委員会が委員長代理を務めた島崎邦彦・東大名誉教授が法廷に立ち、大飯原発で関電が想定している地震の揺れが過小評価だと改めて指摘した。規制委は二月、新規制基準への事実上の適合を判断し、近く正式な適合判断を出す公算が大きい。審査の信頼性が問われそうだ。①面参照

(中崎裕)

## ■否定

「必要な審査がまだ行われていない」。島崎氏は証人尋問の冒頭から、大飯原発の地震想定を巡る規制委の審査を真っ向から否定した。島崎氏は二〇一四年まで規制委で大飯原発の地震想定を審査してきた立場だ。この日は「退任後に調査し、過小評価と分かった」と説明。「(当時から)他の式より小さいと分かっていたが、こんなに大きな影響があるとは誰も知らなかった」と証言した。問題となっているのが、地震の規模を算出する人倉・三宅式と言われる計算式だ。証人尋問で島崎氏はこ



〈証人尋問での主な論点〉

	島崎氏の証言	関西電力や原子力規制委員会の見解
地震の想定	保守的ではない	3連動で保守的な評価
関電の計算式	詳細調査しても使えない	調査すれば使える
規制委の審査	不十分	事実上の「適合」

の式が悪いといっているのではなく、使い方が間違っている。地震発生前に使うと過小評価になり、地震の強さに大きな影響を与える」と語った。地震を起す断面面の詳しいデータを前提とする計算式のため、発生前で断面のデータが長さなどに限られる状況で使うのは不適切と主張した。

## ■想定

これまで関電や規制委は、活断層を詳細に調査している。計算に問題ないとの立場を示してきた。関電は大飯原発で想定する地震について、当初は海底にあるFO-A断層とFO-B断層の連動としていたが、審査の過程で内陸の熊川断層を含めた三連動で評価をやり直した。さらに断層を浅く設定することを求められ、揺れの強さを七〇〇ガルから八五〇ガルに引き上げた経緯がある。規制委も島崎氏との面談を踏まえ、関電の想定は十

## 各地で論争再燃の可能性

分に保守的」と厳しく見積もっているとの見解を示したが、島崎氏はこの日の証人尋問でも否定。「(海底の)音波探査は深さ二百〜三百メートルまで詳細と言っても表層にすぎない」と述べ、細部まで分からない以上、連動を考えるのは当然だと主張。「三連動にして増えた揺れの強さは8%だが、式

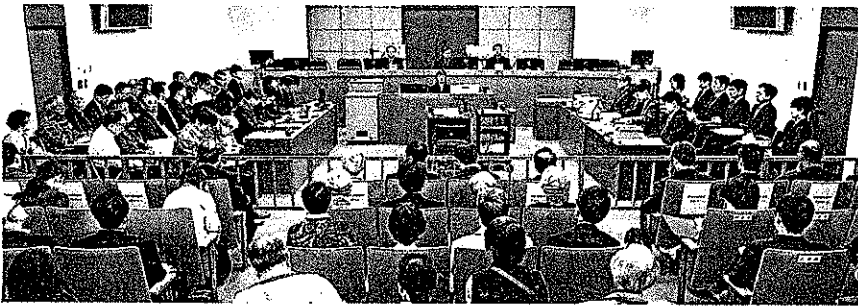
を変えると80%増え、桁が違つ」と指摘した。

## ■影響

関電は近接する高浜原発(高浜町)でも、この計算式を採用して揺れを算出している。大阪高裁は三月に運転差し止めの仮処分を取り消した決定で「関電は震源断層を保守的に評価している」と認定し、この計算式を使った規制委の審査の妥当性を認定した。東日本大震災後も高裁レベルでは住民側の敗訴が続く。

大阪高裁での裁判で弁護士を務めた井戸謙一弁護士は証人尋問後の会見で「今回の証言は覆すに余りあるもの。反撃する大きな材料を与えてもらった」と話す。差し止め仮処分は取り消しが確定したが、運転差し止め訴訟自体は津地裁で続いている。

島崎邦彦氏が証人尋問に立った大飯原発3、4号機運転差し止め訴訟控訴審の口頭弁論(24日、名古屋高裁金沢支部で)



島崎氏は、計算式の問題について、断層の傾きが垂直に近い西日本で過小評価になるとの見方を示している。弁護士団は「(四国電力)伊方原発と(九州電力)玄海原発で、まず問題になる」と指摘して、地震と原発を巡る論争が各地で再燃する可能性を示唆する。